

厚生労働大臣が定める揭示事項

① 入院基本料に関する事項

◆一般病棟入院基本料

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時

看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。

- ・夕方17時～朝9時

看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。

◆療養病棟入院基本料1

当病棟では、1日に6人以上の看護要員(1日に3人以上の看護職員を含む)が勤務しています。

看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者(介護職及び看護助手)を看護要員という。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時

看護要員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。

- ・夕方17時～朝9時

看護要員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。

◆入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)

入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般の方；550円

一般の方(指定難病等の方)；330円

住民税非課税の方：

区分や入院期間に応じて負担額が異なります(130円～270円)。

詳しくは受付までお問い合わせください。

入院時生活療養費の標準負担額(1日につき)

430円

指定難病等の方、住民税非課税で特定の区分の方は0円になります。

詳しくは受付までお問い合わせください。

## ② 地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

別表「東海北陸厚生局への届出事項一覧」をご参照ください。

## ③ 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することとしています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## ④ 保険外負担に関する事項

## ・病室について

## 胃腸肝臓病棟

特別室 1室(110号室)	5,500円
個室(特別室を除く)	無料

## 透析病棟

個室 4室(131号室～134号室)	3,630円
--------------------	--------

## ・入院セットについて

外部業者とのご契約でご利用できます。

Aプラン	506円/日
Bプラン	341円/日
肌着オプション	110円/日
おむつプラン①	561円/日
おむつプラン②	418円/日

・その他自費金額につきましては、別表「自費金額一覧」をご参照ください。

・表示されている金額はすべて税込みです。

◆電子的診療情報連携体制整備加算に関わる揭示事項

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在導入の検討中です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

◆地域支援・医薬品供給対応体制加算、バイオ後続品使用体制加算に関わる揭示事項

- ・当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品とも呼びます。)や、バイオ後続品(バイオシミラーとも呼びます。)の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。

※後発医薬品、バイオ後続品とは

先発医薬品や先行バイオ医薬品の特許が切れた後に販売される、先発品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発品より安価で、効き目や安全性は先発品と同等です。

◆一般名処方加算に関わる揭示事項

- ・当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ・現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

◆情報通信機器を用いた診療に関わる揭示事項

- ・情報通信機器を用いた診療では、向精神薬を処方いたしません。

◆コンタクトレンズ検査料1に関わる掲示事項

- ・初診料及び再診料の点数について

初診料：291点

再診料：76点

当院で過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定いたしません。

- ・当院で算定するコンタクトレンズ検査料について

コンタクトレンズ検査料1：200点

- ・コンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験年数

医師の氏名	眼科診療経験
田邊 裕貴	19年
藤井 リラ	10年
田中 智大	5年